

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

〔指定管理者〕

秋川農業協同組合

〔指定管理施設〕

秋川ファーマーズセンター

〔所管課〕

環境農林部農林課

あきる野市監査委員



あ監発第5029号
令和8年3月25日

あきる野市長 中 嶋 博 幸 殿

あきる野市監査委員 在 原 一 憲
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人

令和7年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により、通知願います。



あ監発第5029号
令和8年3月25日

あきる野市議会議長 白 井 建 殿

あきる野市監査委員 在 原 一 憲
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人

令和7年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果報告書を提出します。

第1 監査の根拠

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の種別

財政援助団体等監査（公の施設に係る指定管理者監査）

第3 監査の対象

監査対象団体：秋川農業協同組合（指定管理者）

監査対象施設：秋川ファーマーズセンター

監査対象課：環境農林部農林課（所管課）

第4 監査の範囲

主として令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務

第5 監査の期間

令和8年1月9日から令和8年3月24日まで

（監査委員による説明聴取実施日 令和8年3月9日）

第6 監査の方法

指定管理者及び所管課に係る資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、その他必要と認められた方法により、次に掲げる事項を監査の主眼として、監査を実施した。

1 指定管理者

- （1）施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- （2）協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- （3）公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。
- （4）公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適切か。
- （5）市との協議、通知、各種報告は協定等のおりに行われているか。
- （6）利用促進のための努力はなされているか。

2 所管課

- （1）指定管理を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- （2）指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は、法令等に基づき適

正に行われているか。

- (3) 協定等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出手続等は、適正に行われているか。
- (5) 事業報告書の点検及び管理に関する経費の精算事務等は適正に行われているか。
- (6) 指定管理者に対して適時、適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。
- (7) 施設の利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第7 監査対象の概要

1 対象施設の概要等

- (1) 名 称 秋川ファーマーズセンター
- (2) 所在地 東京都あきる野市二宮 811 番地
- (3) 概 要 ア 建築面積 1,385.53 m² (内販売面積 404.60 m²)
イ 植木・盆栽コーナー 2,133.00 m²
ウ 苗木用建物 58.50 m²
エ バーベキューコーナー 126.60 m²
オ スtockヤード 15.16 m²
カ 駐車場面積 (75 台収容) 2,178.00 m²
- (4) 設立年月 平成 5 年 8 月

2 指定管理者の概要等

- (1) 名 称 秋川農業協同組合 (愛称 JAあきがわ)
代表理事組合長 谷澤 俊明
- (2) 本部所在地 東京都あきる野市秋川三丁目 1 番地 1
- (3) 管 内 東京都あきる野市、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村
- (4) 沿 革 (秋川農業協同組合ホームページより抜粋)

秋川農業協同組合 (JAあきがわ) は、昭和 62 年 4 月、秋川流域 1 市 2 町 1 村の中の 8 つの農業協同組合 (多西、東秋留、西秋留、日の出、増戸、戸倉、五日市、桧原) が合併し、新しく設立された農業協同組合である。特に行政圏 (旧秋川市、旧五日市町、日の出町、桧原村) を超えた広域合併農業協同組合として全国的にも注目を浴びた。

JAあきがわの管内となる区域は生産緑地及び市街化区域、調整区域、農振区域、山間区域と区別され、それぞれに生産条件、経営規模が異なり地域ごとに特色ある農業環境となっている。また平成 7 年 9 月、旧秋川市

と旧五日市町との合併がなされ「あきる野市」が誕生したことにより、急速に都市化が進み、一方山間部では高齢化、過疎化が進むといった状況にある。

合併当初の組合員数は正准合わせて8,203人（正4,379人、准3,824人）で、以来青壮年部、女性部（平成8年5月婦人部より改名）をはじめとする各種組合員組織も整備され、8つの地区には131の支部が置かれている。指導事業、信用事業、共済事業、購買事業、販売事業を柱とする各種事業も順調な伸長を見せており、宅地等供給事業等の事業も地域住民の高まる需要に支えられ順調に推移している。平成5年8月には行政側との共同施設である「秋川ファーマーズセンター」の運営に着手し、支店においても統合・機能集約を重ね、現在店舗数は本店を含めて7店舗、4つのセンターを擁し、管内をくまなく網羅し活力ある事業推進を展開すると同時に、地域の経済団体としても大きな役割を果たしている。

(5) 設立年月日 昭和62年4月1日

(6) 指定管理選定理由

施設開設以来30年間にわたり農業者、消費者及び市民と連携して、あきる野農業の発展に寄与してきた実績とともに、長年の施設運営に関するノウハウを活用し、スムーズな運営と農業者の経営の向上を推進させてきた団体である。今後もあきる野農業の更なる発展を担うことができ、安定した行政サービスの提供と事業効果が期待できることから、秋川農業協同組合を秋川ファーマーズセンターの指定管理とする。

(7) 指定管理業務期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

(8) 指定管理料

なし

(9) 業務内容（秋川ファーマーズセンター指定管理者仕様書）

- ア 秋川流域農業者が生産した良質で新鮮な農畜産物等の販売業務
- イ 農産物直売所に関する保守業務
- ウ 農業従事者の相談に関する業務
- エ 市民農園の管理等に関する業務
- オ 自主事業の実施に関する業務
- カ その他、市長が必要と認める業務

第8 監査の結果

指定管理者及び所管課に係る資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、その他必要と認めた方法により監査を実施した範囲において、概ね適正に執行されているものと認められた。

ただし、一部事務において指摘事項、事務の改善または検討等を要望する事項があったため、指摘事項については是正を求めるとともに、意見・要望事項については、より適正で効率的な執行となるよう努められたい。

秋川農業協同組合に対する事項

指摘事項

以下については、是正等の措置を求める。

1 「あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づく事業報告書の未提出について

第7条は、指定管理者は、毎年度終了後60日以内に管理する公の施設に係る事業報告書を市長等へ提出することを定めている。しかし、令和5年度以降、未提出であることが確認された。原因は双方の担当者間の引継ぎ不足と推察される。

また、令和4年度末に提出されたものでは、管理業務の実施状況や施設の利用状況の記載が不十分で、秋川ファーマーズセンター（以下「センター」という。）にかかる経費の内訳も明確でなかった。

したがって、今後は同条の規定に沿い、管理業務の実施状況、施設利用状況、経費の収支状況等を明確に記載した事業報告書を作成し、市に提出することを求める。

2 「指定管理者制度導入施設 モニタリング結果報告書」の収支状況について

当該報告書（以下「モニタリング結果報告書」という。）は「あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針」に基づき提出を求めているものであるが、施設の収支状況について、人件費や自主事業関係経費といった項目と金額の記載はあるが、内訳が不明で、本監査ではその妥当性を判断できなかった。

また、センター所属の正規職員は隣接する秋川農業協同組合の「秋川経済センターマIMUM」の職員を兼務し、人件費の半分をセンター分として算出しているとの説明があったが、この按分割合について、両者で合意したことを示す文書は確認できなかった。

このため、人件費の按分方法については妥当性を再度協議し、文書で記録を

残すこと、収支の内訳を記載するなどし、市が施設の状況を明確に確認できるようにされたい。

3 「秋川ファーマーズセンターの管理に関する基本協定書」に基づく対応について

(1) 第15条 利用者アンケート等の実施について

利用者の利便性の向上等を目的としたアンケート等の実施はモニタリング結果報告書に記載があり確認できた。

しかし、アンケート回収箱は常設されているものの回収は不定期で、集計や対応記録が確認できなかった。寄せられた意見がいつ回収され、どのように対応したか不明であれば、実施目的に沿った運用とは言えない。

このため、回収箱の定期確認、アンケートの回収・集計、意見に対する対応状況の整理及び記録を行ったうえで市に報告し、目的に沿った実施をされたい。

(2) 第20条 財産の管理について

市の貸与備品について、備品台帳が整備されておらず、実態が不明であった。棚卸し等により市の貸与財産を把握し、備品台帳を整備するとともに、適切な管理をされたい。

(3) 第21条 災害等の対応について

避難所等の開設等に備え、市が準備する備蓄品等を収納するための場所の確保について、明確な定めが確認できなかった。このため、市の関係部署と連携し、場所を明確に定めるなど、災害時に対応できる体制を整えられたい。

4 「秋川ファーマーズセンター指定管理者仕様書」について

(1) 「5 管理運営に関する基本的な考え方」について

管理運営については、「効率的かつ効果的な管理を行い、経費節減に努めること。」とあるが、自主事業として設置している3台の自動販売機について、設置地代の受領に代えて、事業者から物品を割り引いて納入してもらっていること、物品の補充等はセンター職員が行っているなどの運用を確認した。

また、市が設置する場合に見られる、防災対策を兼ねた、災害時の避難者への飲料提供機能を備えたものではなかった。効率的かつ効果的な管理とは言いがたいため、これらの改善を検討し、仕様書に沿った対応をされたい。

(2) 「9 業務内容」及び「11 留意事項」について

自主事業の実施に関する業務として、指定管理者は、施設利用者の増加等

を図るため、積極的に自主事業を企画し実施する旨が規定されており、実際に農畜産物以外の物品の販売を確認した。

しかし、施設の運営に関する留意事項として、事前に市長に販売品目を報告することが規定されているが、その報告は確認できなかった。このため、仕様書に沿った対応をされたい。

(3) 「10 その他の業務」について

「利用者に対する案内等」とあるが、秋川農業協同組合、市、JA東京アグリパークの各ホームページで、センターの営業時間、開設日や駐車場の台数等の記載に相違があった。利用者の実態が正確に伝わらない可能性があるため、関係者間で共有し、正確な情報発信を統一的にされたい。

意見・要望事項

以下については、より適正な執行となるよう努められたい。

1 センター敷地内の安全管理について

建物裏手に比較的大きな古い分電盤のようなものが放置されていた。放置に至る経緯等は不明とのことであるが、危険なため早急に撤去されたい。

また、研修室前の床に古い蛍光灯類が積まれているのを確認した。廃棄までの仮置きとのことだが、通行の妨げになるおそれがあるため、撤去し、安全管理を図られたい。

所管課である農林課に対する事項

指摘事項

以下については、是正等の措置を求める。

1 「あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づく対応について

(1) 第8条 業務報告の聴取等について

同条は、市長等は指定管理者に対し、管理業務および経理の状況について定期または必要に応じて報告を求め、実地調査や必要な指示ができることを規定している。

現在確認できる直近の事業報告は、令和4年度に提出されたものであるが、管理状況や収支の記載が不十分であったほか、文書の表記にも誤りがあった。

また、令和5年度以降の事業報告書未提出に対する、聴取等の実施は確認できなかった。このため、今後は、以下の確実な実施を求める。

- ア 指定管理者に対して、同条例等に沿った内容の事業報告書の作成及び提出を求めること。
- イ 報告書受領時は担当課が内容を十分に確認し、不備や疑義がある場合は速やかに訂正を求めること。
- ウ 必要に応じて聴取や実地調査を実施し、適切な点検及び確認を行うこと。

2 「秋川ファーマーズセンターの管理に関する基本協定書」に基づく対応について

(1) 第8条 センターの維持補修等について

概ね100万円を超える大規模改築等は、委任者と協議すると規定しているが規定額以下でも、口頭で協議のうえ市の負担で修繕が行われている実態が複数確認された。平成5年の開設から30年以上が経過し、管理費が増加しているとは言え、市が修繕費を頻繁に負担することは、指定管理者制度の趣旨にそぐわないおそれがある。

このため、規定を明確にし、適正な履行が徹底されるようにされたい。

(2) 第9条 事業経費の一部負担について

市は市民農園に係る経費の一部補助を行っているが、剪定等の植栽管理に係る経費も隔年で予算化されていることを確認した。植栽管理は、仕様書でも指定管理者が行う業務とされているので改められたい。

(3) 第20条 財産の管理について

市の貸与備品について、平成14年度に登録された備品データ以外の実態は不明であった。

市が貸与した備品が明確でなければ、管理する側も把握が困難である。登録済の備品データ以外にも、多数の貸与備品の存在が見込まれるため、棚卸し等により市の財産を明確に把握し、備品台帳を整備されたい。

(4) 第29条 協議会の設置について

委任者と受任者が管理業務を円滑に推進するため、協議会を設置する旨を規定しているが、平成23年度以降協議会が開催されていないことが確認された。本監査で、管理業務上の課題が散見されたことから、既存の要領の改正と合わせて、協議会を再開し、管理業務が円滑に推進されるよう検討されたい。

(5) 協定書等の更新時期における適切な見直しについて

協定書等に規定されていない事項について、両者がその都度口頭で協議し決定していること、内容について、時流に合った見直し等がされていないこ

とが確認された。今後、指定管理の更新の際は、協定書等に変更の必要がないか確認を徹底し、必要な事項は明記するように見直されたい。

総括

1 指定管理者制度導入施設の適正な点検・評価の遵守について

本監査において、事業報告書の未提出など、市が作成した指定管理者制度導入施設の点検・評価（モニタリング）実施手順書（令和2年3月）に沿わない運用が確認された。

指定管理者は、作付け・栽培指導、品質管理、市民農園の運営等において実績があることは評価できるが、指定管理者制度に基づく適切な点検・評価は手順書どおり実施を徹底されたい。

2 センターに係る財務資料の明確化と協議記録の作成について

令和2年の東京都の指導検査で指摘を受け、センターの会計が特別会計から秋川農業協同組合の会計へ一本化された経緯を聞き取りしたが、指定管理者として市の事業を担っている以上、センター単独での収支の内訳や根拠が明確にわかる資料を作成し市に提出することは必要である。今回の監査では根拠資料に不足があり、センターの収支の内訳について、分かる資料の提出を何度求めでも出されなかったことは誠に遺憾であった。また、人件費の按分方法について等、市と指定管理者とで、事前に規定の整理や合意形成をしておくべき課題も見られた。

このため、今後は、センターの収支が明確に分かる財務書類を作成して事業報告書に記載のうえ市に提出することを求めるとともに、市と指定管理者間の協議事項は文書で記録し保存されたい。